

仕 様 書

1 業務名

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり
せとうちエリアにおける食文化・クルーズ・伝統工芸、コンテンツ造成・品質検証
およびせとうち DMC 事業 B2B サイト拡充事業

2 履行時期

契約締結の日から 2027 年 1 月 29 日（金）

3 業務の目的

株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション（以下「SBC」という）は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地」に選定され、2023 年度に「せとうち エリアにおけるマスタープラン（以下「MP」という。）」を策定するなど、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者のせとうちエリアへの誘客を目指している。

MP では、地域全体の目指すべき姿として、観光産業の高付加価値化を通じて、観光による受益が広く地域社会及び経済に行きわたり、経済・環境・社会の好循環が生み出されている状態となることを掲げている。

本業務は、MP が目指す経済好循環創出のために、海外エージェントや国内 DMC・ランドオペレーターとのネットワークを構築し、ツアーの造成・販売へとつなげていくため、2024 年・2025 年・2026 年に仕入れた商品等を掲載するホームページを活用し、せとうちエリアの魅力発信を行う。あわせて、瀬戸内海の多島美、島々に息づく文化資源、さらにはせとうちエリアの伝統工芸品を活かした新たな観光商品の造成に取り組むとともに、日本の食文化の伝統を受け継ぐ「せとうちエリアの食文化」に着目し、これを活かした新たなガストロノミーツーリズムを創出する。さらに、現在は各地に点在しているせとうちエリア固有の文化資源を相互にネットワーク化することで、「ランドオペレーター・ガイド」と連携したせとうちエリア全体での集客を推進し、受入態勢の整備を図ることを目的とする。

なお、本事業は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022 年 5 月観光庁制定）、MP（2024 年 3 月策定/2025 年 3 月改訂/2026 年 1 月改訂）を理解したうえで実施すること。（別紙 添付①）

4 業務の内容

上記の目的を踏まえ、次の業務を遂行すること。

(1) 食コンテンツ（鮎等）造成のための調査・分析・選定・コンテンツ造成業務
新たなテーマである「鮎」等に関する市場調査および対象選定を行い、さらには
連携店舗の選定、年度内に2エリアで2つのコンテンツ造成を行う。

ア 欧米豪ニーズ調査

富裕層・教養層における「鮎」等へのニーズ調査・分析を行う。

イ 店舗調査・選定

せとうちエリアの鮎店を調査し、本年および次年度のコンテンツ造成対象となる候補店を選定する。

ウ コンテンツ企画・造成

専門家による監修のもと、2エリアで2つのコンテンツを企画・造成する。

エ 素材制作・タリフ化

取材、撮影、翻訳（ネイティブライター）を行い、ランドオペレーター用のタリフおよびHP掲載用素材を制作する。

【実施期間】2026年5月～2027年1月

【成果物】

- ・マンスリーレポート
- ・せとうちエリア鮎等の飲食店調査および選定資料 ※7エリア分
- ・コンテンツ企画資料 ※2エリア分
- ・コンテンツ素材（タリフ・HP用） ※2エリア分

(2) 日本酒蔵の追加コンテンツ造成業務（4エリア）

2025年度の3エリアに加え、新たに4エリアの日本酒蔵を対象としたコンテンツ造成を行う。

ア コンテンツ企画・造成

専門家による監修のもと、4エリア×2種（計8コンテンツ）を企画・造成する。

イ 素材制作・タリフ化

取材、撮影、翻訳（ネイティブライター）を行い、ランドオペレーター用のタリフおよびHP掲載用素材を制作する。

【実施期間】 2026 年 5 月～2027 年 1 月

【成果物】

- ・ マンスリーレポート
- ・ せとうちエリア日本酒蔵調査および選定資料 ※4 エリア
- ・ コンテンツ企画資料 ※4 エリア
- ・ コンテンツ素材（タリフ・HP 用） ※4 エリア

（3） せとうちエリア周遊クルーズコンテンツ造成業務

「多島美」を活かした高付加価値な移動体験を創出するため、コンテンツの造成を行う。

ア 周遊クルーズ商品の磨き上げ・コンテンツ造成（成果物にあわせて2件想定）
アート、食、歴史、島文化などのテーマ性を持たせた周遊ルートを設計し、少人数・特別感・ストーリー性を重視したサービス設計を行う。

イ 素材制作・タリフ化

取材、撮影、翻訳（ネイティブライター）を行い、ランドオペレーター用のタリフおよびHP掲載用素材を制作する。

【実施期間】 2026 年 5 月～2027 年 1 月

【成果物】

- ・ マンスリーレポート
- ・ クルーズコンテンツ企画資料 ※2件
- ・ コンテンツ素材（タリフ・HP 用） ※2件

（4） 地域産品（伝統工芸品）のコンテンツ造成及びネットワーク創出業務

せとうちエリアの伝統的な「ものづくり」の現場を観光資源化し、高付加価値な体験機会を創出する。

ア 伝統工芸コンテンツの造成・磨き上げ

せとうちエリアにおいて、伝統工芸工房を訪問する特別な旅程（5コンテンツ）を造成する。工芸士との直接的な接点や、工房での希少な体験機会を提供できるよう磨き上げを行う。

イ 素材制作・タリフ化

取材、撮影、翻訳（ネイティブライター）を行い、ランドオペレーター用のタリフおよびHP掲載用素材を制作する。

【実施期間】2026年5月～2027年1月

【成果物】

- ・マンスリーレポート
- ・伝統工芸コンテンツ企画資料 ※5コンテンツ
- ・コンテンツ素材（タリフ・HP用） ※5コンテンツ

(5) 日本酒蔵コンテンツの品質検証および実地研修業務
2025年度に構築した一部の酒蔵コンテンツ（3エリア）の品質向上を図る。

ア OJT型実地研修

酒蔵の専門家を招聘し、受け入れ現場での実地研修を実施する。

イ 品質検証・アンケート

現状把握および課題抽出のためのアンケート設計・ヒアリングを行い、品質検証レポートをまとめる。

【実施期間】2026年6月～2027年1月

【成果物】

- ・顧客想定トレーニングの実施レポート（実施時の写真含む）
- ・品質検証レポート（酒蔵側の理解度、改善・改良点、持続性に関する確認）

(6) DMC事業におけるB2Bホームページ拡充制作業務

2025年度に構築したB2Bサイト (<https://setouchi-dmc.com/>) をベースに、未制作ページの補完を行う。なお、本サイトはCMS (WordPress) およびプログラミング言語 (PHP) を用いて構築されており、受託者は既存のシステム環境を継承して業務を遂行すること。

ア 既設HPの詳細ページ制作（4テーマ分）

せとうちDMOが掲げる6つのテーマのうち、「食」「地域産品」を除いた残り4テーマについて、詳細ページの制作（日英対応・翻訳含む）を行う。

イ 追加コンテンツ詳細ページの反映

本年度新たに造成する「酒蔵」「周遊クルーズ」「伝統工芸」の各コンテンツをHP

へ反映する。

ウ 記事コンテンツの反映および周遊ルートモデルの表現制作

高付加価値旅行者をターゲットとした周遊ルートモデル（3パターン・素材提供）をHPにて魅力的に表現する。また記事コンテンツ（素材提供）をHPに掲載する。

エ システム環境の確認および保守管理の承継

新規事業者が受託する場合、前年度事業者からのドメイン管理権限、サーバー管理権限（FTPもしくはSFTP、コントロールパネル）、CMSログイン権限、およびソースコード一式の引継ぎ（移管作業含む）を円滑に実施すること。移行に係る作業経費は本業務に含むものとする。

【制作期間】 2026年5月～2027年1月

【成果物】

- ・マンスリーレポート
- ・B2B向け対応ホームページ追加制作ページ（PC/スマホ対応）

（7）プロモーション用動画素材制作業務

日本酒蔵を中心としたせとうちの食文化を視覚的に訴求するための動画を制作する。

ア 映像制作・編集

企画方針に基づき、下記3パターンの動画を制作する。

- ・15秒版 / 30秒版 / 長尺版（3分～5分程度）

イ 入稿データ変換対応

各種プロモーション媒体への出稿を想定したデータ変換業務を行う。

ウ ホームページへの活用

昨年度構築済みのB2Bホームページに反映する。

【実施期間】 2026年5月～2027年1月

【成果物】

- ・動画制作企画書
 - ・動画素材（15秒版、30秒版、3分版）
 - ・昨年度構築済みのB2Bホームページへの反映完了

(8) 上記(1)～(7)における共通事項・報告業務

- ア 業務の実施にあたって、SBC に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。
- イ SBC への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- ウ 各業務の準備を含む実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- エ 各業務を運営管理する者（以下「進行管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- オ 事業の実施結果については、事業の手引きに準じた項目で作成する事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に SBC に確認のうえ、取り纏めること。
- カ 業務の実施に際しては、SBC との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- キ 必要に応じ、SBC が今年度実施する事業と連携をすること。

(9) 報告書

ア 提出物

業務完了報告書を添えて、以下の資料等について提出すること。

- ① 事業実施報告書（カラー）
- ② 報告書や各種会議資料等の成果物

- イ 提出場所 SBC の担当者宛に電子メールで提出すること。ただし、業務完了報告書及び事業実施報告書については、紙ベースでも各 1 部ずつ SBC 宛てに提出すること。

ウ 提出期限

2027 年 1 月 29 日（金）なお、事業実施報告書については、提出期限の 1 4 日前には素案を SBC に共有し、内容についての意見を求める等の調整を行うこと。

エ 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に SBC 職員の承認を受けること。

(10) その他

- ア 原則として、単品（1 品または 1 組の税込み取得価格）が 10 万円未満、かつ使用

できる期間が1年未満の消耗品のみを経費として認め、用途を明らかにし、契約期間内に使用した数量のみを委託料に含むことができる。受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権はSBCに帰属するものとする。また、その処理については、SBCの指示に従うこと。

- イ 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、観光庁に帰属し帰属するものとする。
- ウ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- エ 業務の実施に伴い知り得たSBC及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- オ SBCは、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- カ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかにSBCに報告、協議を行い、その指示を受けること。
- キ 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書によりSBCと協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。ただし、委託内容については、文書によりSBCに事前に報告し承認を得るものとする。
- ク 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、SBCは契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ケ 契約代金の支払いに関しては、SBCと協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- コ 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかにSBCへ相談し、指示に従うこと。
- サ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、SBCと別途協議の上、処理すること。
- シ SBCは、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）をSBCHP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- ス この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業であるため、その「モデル観光地への支援内容について」の事

業実施の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って実施すること。

5 目標（アウトプット・アウトカム）

アウトプット：

- (ア) せとうちエリアの鮎等の業態における素材（2 エリア）
- (イ) 酒蔵コンテンツ素材（4 エリア）
- (ウ) クルーズコンテンツ素材（2 件）
- (エ) 伝統工芸コンテンツ素材（5 コンテンツ）
- (オ) 日本酒蔵の魅力発信動画 3 種 15 秒・30 秒・長尺（5 分程度）
- (カ) B2B ホームページ追加コンテンツ & 追加ページ

アウトカム：

- (ア)せとうちエリアの鮎コンテンツ（2 エリア）
- (イ)酒蔵コンテンツ（4 エリア）
- (ウ)クルーズコンテンツ（2 件）
- (エ)伝統工芸コンテンツ（5 コンテンツ）
- (オ)HP のアクセスおよび問い合わせ増加

6 概算予算額

26,837,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 契約代金の支払い

業務終了後の完了払いとする。